利府町上下水道検針票の有料宣伝掲載募集要項

（趣旨）

１　この要項は、利府町広告事業実施要綱（平成２０年９月９日町長決裁。以下「実施要綱」という。）及び利府町広告掲載等基準（平成２０年９月９日町長決裁。以下「掲載等基準」という。）に定めるもののほか、町が発行する上下水道使用量等のお知らせ（以下「検針票」という。）に掲載する有料広告の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の媒体）

２　広告を掲載する媒体は、検針票とする。

（広告の規格等）

３　掲載する広告の規格、掲載する位置、掲載期間、予定配布枚数及び掲載料は次のとおりとする。

（１）　広告の規格は、縦３５ｍｍ、横６５ｍｍとし、１色刷りとする。

（２）　広告を掲載する位置は、検針票裏面の上下水道課長が指定した位置とする。

（３）　広告を掲載する期間、予定配布枚数及び掲載料の最低価格は、別表のとおりとする。

（募集）

４　申込者の募集は、ホームページに掲載するものとする。

（規制業種又は事業者）

５　広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、掲載等基準の３の規制業種又は事業者に該当しないものとする。

（応募方法等）

６　申込者は、利府町水道事業広告掲載申込書（様式１）に当該広告の原稿を添え、持参又は郵送により利府町上下水道課に提出しなければならない。

（１）　応募期間は、**令和８年１１月１１日（水）から令和８年１１月３０日（月）まで**とする。（郵送の場合は、応募締切日の消印有効とする。）

（２）　受付時間は、午前８時４５分から午後５時までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（３）　提出された原稿、図面等は原則として返却しないものとする。

（広告掲載の決定）

７　申込者が複数の場合は、**掲載料の額が最も高いものを優先するものとする。ただし、掲載料の額が最も高いものが複数の場合は、次の各号の順位により決定するものとする。**

（１）　町内産業の育成、県産品の販売促進、観光振興その他の県内地域経済の活性

化に資すると認められるものであって、町内に主たる事業所、営業所、支店、店舗等を有する事業所等を第１順位とする。

（２）　町内に主たる事業所、営業所、支店、店舗等を有する事業所等を第２順位とする。

（３）　前２号に掲げる以外のものを第３順位とする。

（広告掲載の決定通知等）

８　上下水道課長は、広告掲載の可否を決定したときは、利府町水道事業広告掲載決定通知書（様式２）又は利府町水道事業広告不掲載決定通知書（様式３）により申込者に通知しなければならない。

（請書等の提出）

９　　上記８による広告掲載決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、上下水道課長が指定する期日までに、利府町水道事業広告掲載に関する契約書及び掲載しようとする広告の版下原稿を提出しなければならない。

（広告掲載料の納付）

１０　広告主は、広告掲載料を広告掲載決定通知により指定された期日までに一括で納付するものとする。

（違約金）

１１　広告主は、広告掲載決定通知により指定された期日までに広告掲載料を支払わなかったときは、遅延日数に応じ、年３．０％に相当する違約金を支払わなければならない。

（広告内容等の変更）

１２　上下水道課長は、広告の内容、デザイン等が法令に違反し、又は違反するおそれがあると判断したとき、又は実施要綱、掲載等基準及びその他の規定に抵触していると判断したときは、広告主に対して、その修正を求めることができるものとする。この場合において、広告内容等の変更に要する費用は、広告主の負担とする。

（契約の解除）

１３　上下水道課長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、当該契約を解除することができるものとする。

（１）　指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

（２）　指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

（３）　上記１２による広告の内容又はデザイン等の修正を広告主が行わないとき。

（４）　その他広告の掲載を継続することが著しく不適切と判断したとき。

（契約解除の違約金）

１４　広告主は、上記１３により契約を解除されたときは、その解除の理由が町の責めに帰すべき理由である場合を除き、広告掲載料の１０％に相当する額を違約金と

して支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載の取下げ）

１５　広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。この場合においては、書面により上下水道課長に申し出なければならない。

（広告掲載取下げの違約金）

１６　広告主は、上記１５により広告の掲載等を取り下げた場合は、広告掲載料の１０％に相当する額を違約金として支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載料の返還）

１７　町は、広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載等を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還するものとする。この場合、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

（広告主の責務）

１８　広告主は、掲載された広告の内容等に関して一切の責任を負うものとする。

（１）　広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

（２）　第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（その他）

１９　この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この要項は、令和８年１０月３１日から施行する。

別表（３関係）

広告を掲載する期間及び掲載料の最低価格

広告を掲載する期間	令和９年４月検針使用分から１年間 ただし、掲載の期間を超えても当該広告が掲載されている検針票に在庫がある場合は、当該在庫のある期間とする。
広告の予定配布枚数	１７１，６００枚（約１４，３００枚／月）
広告掲載料の最低価格	１２０，１２０円 （消費税及び地方消費税を含まない。）

様式１（６関係）

利府町水道事業広告掲載申込書

年　　月　　日

利府町長　　あて

申込者

所在地（個人にあっては住所）	
名称（個人にあっては氏名）	
代表者の氏名	㊞
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅメールアドレス	
担当者の氏名	

利府町広告事業実施要綱及び利府町上下水道検針票の有料宣伝掲載募集要項に定める事項を承諾の上、次のとおり申し込みます。

なお、資格審査に当たり、町税及び上下水道料金の納税状況を確認することに同意します。

１　広告掲載申込価格　　＿＿＿＿＿＿＿＿円（消費税及び地方消費税を含まない。）

２　広告掲載内容（案）　別紙のとおり

（裏）

注　意　事　項

1　申し込みに当たって

利府町では、広告を募集するに当たり、掲載を規制する業種や事業者、掲載基準などを定めていますので、事前に確認してください。

（１）　広告の規格、掲載期間、広告掲載料（最低価格）等については、利府町上下水道検針票の有料宣伝掲載募集要項で定めていますので確認してください。

（２）　町が発行する「上下水道使用量等のお知らせ」は、白地に青色１色刷りです。その他の色の指定はできません。

（３）　広告掲載内容は、案でも構いませんので必ず添付してください。

（４）　検針票の広告欄には枠が付きます。

（５）　検針票の広告欄外には、次の文章が入ります。

「広告内容については広告主へお問い合わせください。」

2　広告主として決定した場合

応募のあった広告掲載は、内容を審査し広告主を決定します。広告主には、「広告掲載決定通知書」により通知します。

（１）　広告主は、正式に広告掲載内容（版下原稿）を提出していただきます。

（２）　決定した広告掲載料は、指定された納付期限までに一括で納付していただきます。

（３）　広告主は、掲載された広告の内容に関して一切の責任を負うことになります。従って、広告に関連して被害を被ったという請求がされた場合は、広告主の責任と負担により解決することになります。

3　その他ご不明な点は、利府町上下水道課経営係にお問い合わせください。

様式２（８関係）

利府町水道事業広告掲載決定通知書

年　　月　　日

あて

利府町長

　　年　　月　　日付けで申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

１　広告を掲載する媒体　　上下水道使用量等のお知らせ

２　広告掲載の期間　　月検針分から　　月検針分まで

３　広告掲載料金　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
（消費税及び地方消費税を含む。）

４　広告掲載料金の納付期限　　年　　月　　日

（裏）

注　意　事　項

1　広告掲載料金は、納付期限までに一括で納付してください。
　納付期限までに納付がない場合は、遅延日数に応じた違約金を請求することがあります。

2　契約書を送付しますので、上下水道課長が指定する期日までに提出してください。

3　上下水道課長が指定する方法により、正式な広告の版下原稿を提出してください。
　なお、原稿作成に要する経費は、広告主の負担とし、提出された原稿・図面等は返却しません。

4　広告主は、掲載された広告の内容に関して一切の責任を負うこと。
　第三者が、広告に関連して被害を被った場合は、広告主の責任と負担において解決すること。

様式３（８関係）

利府町水道事業広告不掲載決定通知書

年　　月　　日

あて

利府町長

　　年　　月　　日付けで申込みのありました広告の掲載については、下記の理由により掲載しないことに決定しましたので、通知します。

記

掲載しない理由

様式４（９関係）

利府町水道事業広告掲載に関する契約書

利府町（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、水道事業の広告掲載に関し、次の条項により契約を締結する。

（広告の媒体）

第１条　広告を掲載する媒体は、甲が発行する上下水道使用量等のお知らせ（以下「検針票」という。）とする。

（広告の規格）

第２条　掲載する広告の規格及び掲載位置は、次のとおりとする。

（１）　広告の規格は、縦３５ｍｍ、横６５ｍｍとし、１色刷りとする。

（２）　広告を掲載する位置は、検針票の裏面の甲が指定した位置とする。

（掲載期間）

第３条　広告を掲載する期間は、令和８年４月検針使用分から令和９年３月検針使用分までとする。ただし、掲載の期間を超えても当該広告が掲載されている検針票に在庫がある場合は、当該在庫のある期間とする。

（広告掲載料）

第４条　広告掲載料は、　　円（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円）とする。

２　乙は、広告掲載料を広告掲載決定通知書により指定された期日までに一括で納付するものとする。

３　乙は、前項の期日までに広告掲載料を支払わなかったときは、遅延日数に応じ、年３．０％に相当する違約金を甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、免除とする。

（乙の責務）

第６条　乙は、掲載された広告の内容等に関して一切の責任を負うものとし、苦情等が発生した場合は、速やかに解決に当たらなければならない。

２　乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

（版下原稿）

第７条　乙は、甲が指定する期日までに掲載しようとする広告の版下原稿を作成し、提出するものとする。

２　乙は、版下原稿に、イラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、乙において著作権、肖像権その他権利の確認を行い、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

（広告内容等の変更）

第８条　甲は、広告の内容、デザイン等が法令に違反し、又は違反するおそれがあると判断したとき、又は利府町広告事業実施要綱（平成２０年９月９日施行）及びその他の規定に抵触していると判断したときは、乙に対して、その修正を求めることができるものとする。この場合において、広告内容等の変更に要する費用は、乙の負担とする。

（契約の解除）

第９条　甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙への催告その他何らの手続きを要することなく、この契約を解除することができるものとする。

（１）　乙が、第４条第２項に規定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。

（２）　乙が、第７条第１項に規定する期日までに広告の版下原稿を提出しないとき。

（３）　乙が、前条の規定による広告の内容又はデザイン等の修正を行わないとき。

（４）　その他乙の広告の掲載を継続することが著しく不適切と判断したとき。

（契約解除の違約金）

第１０条　乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、その解除の理由が甲の責めに帰すべき理由である場合を除き、広告掲載料の１０％に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載の取下げ）

第１１条　乙は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。この場合においては、書面により甲に申し出なければならない。

（広告掲載取下げの違約金）

第１２条　乙は、前条の規定による広告の掲載を取り下げた場合は、広告掲載料の１０％に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。この場合、納付済みの広告掲載料は返還しないものとする。

（広告掲載料の返還）

第１３条　甲は、乙の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を乙に返還するものとする。この場合、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

（損害による費用の負担）

第１４条　広告の掲載により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由による損害が発生したときの費用は、その責めの範囲において甲が負担するものとする。

２　前項の規定による乙が負担する額及び甲が負担する額は、甲乙協議して決めるものとする。

（権利義務の譲渡等）

第１５条　乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

（その他）

第１６条　この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を所持する。

令和　年　　月　　日

甲　　利府町長　　熊　谷　　大

乙